

航空プログラム開発隊の内部組織に関する達

〔平成 21 年 4 月 1 日〕
海上自衛隊達第 31 号

航空プログラム開発隊の編制に関する訓令(平成 14 年海上自衛隊訓令第 17 号)第 12 条の規定に基づき、航空プログラム開発隊の内部組織に関する達を次のように定める。

航空プログラム開発隊の内部組織に関する達

(総務科)

第 1 条 総務科に、次の 4 係を置く。

総務係

企画審査係

管理係

教育管理係

(プログラム第 1 科)

第 2 条 プログラム第 1 科に、次の 2 係を置く。

プログラム第 1 係

プログラム第 2 係

(プログラム第 2 科)

第 3 条 プログラム第 2 科に、次の 2 係を置く。

プログラム第 3 係

プログラム第 4 係

(整備科)

第 4 条 整備科に、次の 2 係を置く。

操作運用係

保守整備係

(係長)

第 5 条 係に、係長を置く。

2 係長は、科長の命を受け、係の分掌事務を掌理する。

附 則

この達は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 26 日海上自衛隊達第 2 号)

この達は、平成 24 年 3 月 26 日から施行する。

附 則 (令和 5 年海上自衛隊達第 15 号)

この達は、令和5年4月1日から施行する。